

堀川出水団地第3棟リノベーション住戸 「住まい手」募集要領

京都府住宅供給公社

1. 募集の趣旨

京都府住宅供給公社では、改修工事を終了した出水第3棟において、新しくクリエイティブな生活、発想が実現できるようにデザインした「リノベーション住戸（以下、「リノベ住戸」と呼びます。）」を整備しています。

「リノベ住戸」は、「アートと交流」を基本テーマに、アート、モノづくり、執筆、コミュニティ活動等を通じて「住まい手」や地域住民が集い、交流するような場を目指していますので、これら趣旨に賛同して、この団地を元気にしたい、楽しくしたいという意欲のある单身の方、「住まい手」の応募をお待ちしています。

2. 募集するリノベ住戸

(1) 特長

今回の住戸の主な特長は次のとおりです。

- 堀川団地竣工当時の面影を残しています。「面影度 50%」
- 小さいですが、浴室を設置しています。
- 土間を設けてモノづくりにも使えるプランとなっています。
- 襖と一部の壁は、指定のセレクトメニューから壁紙等を選択できます。
- そのままでも直ぐに住めますが、内装のセルフビルド提案も歓迎します。
セレクトメニューとのコーディネートで自分らしい生活を実現して下さい。

(2) 住戸面積と家賃

今回募集の住戸の規模、家賃は下記のとおりです。

棟名・部屋番号	住戸タイプ	専用面積	家賃(月額)
出水団地第3棟333号室	面影度50%	31.13㎡	40,400円

※上記住戸の位置、プランの詳細は、別添の資料を参照してください。

3. 「住まい手」への応募と選考手続き

リノベ住戸の住まい手は、次の2段階の手続きで選考させていただきます。

- ① 応募者からの応募申込書等の提出
- ② 選考委員会による面接・提案プレゼンテーション審査による選考

(1) 応募できる方

次の要件の総てを満たしている方からの応募を受け付けます。

- ① 単身者であって、実際にリノベ住戸に住む意志のある方
- ② 団地や地域コミュニティの活性化のための活動において、公社と協働する意欲をお持ちの方
- ③ 公社賃貸住宅への入居資格を満たす方（入居資格については、4 の(2)をご覧ください。）

(2) 応募書類の作成と提出

所定の様式を用いて応募書類を作成し、提出してください。

① 応募書類の様式

- ・ 応募申込書（様式1）
- ・ 課題提案書（様式2）
- ・ セルフビルド提案図（様式3）

② 提案していただく課題

課題提案書（様式2）を用いて、次の課題に関する提案を行って下さい。

- ・ 「アートと交流」という基本テーマを念頭に、アート、モノづくり、執筆、コミュニティ活動等の分野で、「リノベ住戸のクリエイティブな使い方や住まい方」を提案してください。

ポートフォリオ(作品画像など)、経歴書(作品展経験と受賞歴)があれば、添付書類として提出願います。

- ・ ご提案の「住まい方」を具体化するにあたって、公社と協働したいことやできることがありましたらそれをご提案ください。

③ 応募申込書（様式1）の記載方法

- ・ 自営業の場合は、勤務先名称の欄に「屋号」並びに業務内容をご記入ください。

④ 課題提案書（様式2）の記載方法

- ・ 説明文、ダイアグラム、スケッチ、画像などを用いて提案内容やデザイン意図を表現して下さい。
- ・ 様式2は、A3サイズ横使いとし、1枚におさまるようにして下さい。
- ・ 文字サイズやフォントの指定はありませんが、読みやすい文字、行間等を心掛けて下さい。

⑤ セルフビルド提案図（様式3）の記載方法

- ・ 内装等をセルフビルドする提案をお持ちの方のみ提出して下さい。
- ・ 設計図面で表現して下さい。また、セルフビルドの内容や使用する資材の仕様、品質等を設計図面で表現して下さい。図面の内容を補足するためにスケッチや画像を用いていただいても結構です。
- ・ 原則として、設備機器類及び間仕切り壁位置の変更はできませんのでご注意下さい。詳しくは、4の(3)を参照して下さい。

⑥応募申込書等の提出

応募される方は、応募申込書一式を5の窓口まで提出してください。

(郵送での提出もお受けしています)

- ・応募受付：平成30年11月5日(月)から随時

(3) 面接・プレゼンテーション審査

公社の入居者選考委員による面接・プレゼンテーション審査を行い、入居者の選考を行います。なお、日時等につきましては別途お知らせします。

①選考の視点

- ・公社と協働してコミュニティを良くしていく意欲や人柄をお持ちか。
- ・リノベ住戸の使い方や住まい方が創造性の高い魅力的なもので、堀川団地全体の再生にふさわしいものとなっているか。

②選考の方法

- ・入居者選考委員による審査点数の上位者から順番に住まい手を選考します。

③審査結果のお知らせ

- ・面接・プレゼンテーション審査後、速やかに選考結果を応募された方にお知らせします。

4. 入居条件及び賃貸条件について

(1) 入居予定時期

面接・プレゼンテーション審査の結果、住まい手として選考されましたら、入居手続き及びセレクトメニューの選定を進めさせていただきますが、入居時期はセレクトメニュー工事終了後となります。(工事の発注後、詳細に工程が決まった後に入居可能日をお知らせします。)

(2) 賃貸条件及び入居条件の確認

住まい手となる方は、下記の賃貸条件にご同意いただき、また、入居条件を満たしている必要がありますので、事前にご確認ください。

①賃貸条件

- ・応募者自らがリノベ住戸に居住してください。(セカンドハウスとしての利用はできません。)
 - ・原則として10年間の定期借家契約となります。
 - ・共益費は、1,000円/月です。
 - ・入居時に、家賃の3ヶ月分の敷金を納めていただきます。
- ※家賃については、2の(2)をご覧ください。

②入居条件

- ・収入は、原則として家賃の4倍の月収が必要です。
- ・連帯保証人は、原則として応募者と同程度以上の収入がある方が1人必要です。
- ・暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団

員は入居できません。

(3) セルフビルドをされる際の条件

- セルフビルドをされる場合は、将来、住まい手として選考された方が退去した後も、セルフビルドした状態が存続するような品質が求められます。
- 原則として、設備機器類及び間仕切り壁位置の変更を伴うセルフビルドはできません。
- セルフビルドを提案して住まい手に選考された方は、入居契約の前に提案内容に沿った実施計画の提出が必要となります。
- 上記の実施計画に基づいてセルフビルドを行う場合、最大で2ヶ月までセルフビルド期間中の家賃が免除されます。
- 実施計画に基づいてセルフビルドを行われた場合、退去時の原状回復義務は免除されます。なお、セルフビルド等で付加された部分については、公社に対して退去時に買取りを請求することはできません。

(4) その他の条件等

- 入居後にはメディア取材、ヒアリング調査にご協力頂く場合があります。
- 入居後には団地再生や街づくりなどのイベントに協力して頂く場合があります。

5. 応募・見学に関するお問い合わせ・提出先窓口

応募申込書の提出やお問合せは下記の窓口にお願いします。公社職員がご案内します。また、現地見学が可能ですので、ご希望の方はご連絡のうえ日程を調整してください。(平日のみの対応となります)

★京都府住宅供給公社 業務推進部 街づくり推進課★

〒602-8054 京都市上京区出水通油小路東入丁字風呂町104番地2 京都府庁西別館

TEL : 075-431-4151 FAX : 075-432-2049

受付時間 : 午前9時~午後5時まで (土日祝除く)

URL : <http://kyoto-juko.jp/horikawa/> E-mail : horikawa@kyoto-juko.jp